

環境委員会資料

2 陳情の審査

- (1) 陳情第118号 川崎市民に釣り場の提供を求める陳情

資料

陳情第118号 川崎市民に釣り場の提供を求める陳情

港 湾 局

(令和7年8月28日)

陳情第118号 川崎市民に釣り場の提供を求める陳情

1 防波堤の設置目的

防波堤は、港内の静穏を維持し、荷役の円滑化、船舶航行・停泊の安全及び港内施設の保全を図る目的で設置した港湾施設。

2 防波堤位置図



3 防波堤への立入禁止と対応等について

川崎市では、防波堤の設置目的から条例により、一般市民の立ち入りを禁止している。

川崎市港湾施設条例

(利用制限等)

第7条 市長は、港湾施設の管理上必要な場合において、港湾施設の利用を制限し、若しくは禁止し、又は港湾施設の利用者に対し一定の行為を命ずることができる。

- 市ホームページでの周知(立入禁止場所及び西公園釣り施設の案内)
- 東扇島防波堤については、ペイントによる立入禁止(3か所)の表記(写真左下)(港湾局及び川崎臨港警察署との連名)
- 東扇島防波堤への上り階段(6か所)をワイヤーで封鎖(写真右下)



4 東扇島防波堤の現状

令和6年の遊漁船業法改正※により、遊漁船事業者は利用者を立入禁止の場所へ案内することができなくなった。令和6年10月1日以降、東扇島防波堤への釣り人の送迎(渡船)はなくなり、現在、立ち入る者はいない。

R6.10月以前：送迎行為



R6.10月以前：釣り行為



R6.10月以降の状態



※遊漁船業法改正

遊漁船における死傷事故が増加傾向にあることや令和4年4月の知床沖で発生した遊覧船の重大事故等を受け、令和6年4月1日に遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律が施行された。

全ての遊漁船事業者は、利用者を立入禁止の場所に案内しない旨を明記した新たな業務規程を令和6年10月1日までに都道府県に届け出なければならないとされた。

5 陳情に対する本市の考え方

防波堤は、その設置目的から、日常的に関係者以外の者が立ち入ることを想定しておらず、荒天時には越波もあり、安全性を確保するための設備の設置も困難である。また、天候の急変や地震発生時など、即時の避難行動がとれず危険を伴うため立ち入りを禁止している。

一方、「東扇島西公園」には、柵、浮輪、はしごなど安全対策を講じ、陸側から安心して釣りが楽しめる延長約600mの釣り場がある(写真右)。

現状、川崎港で釣りができる場所は当該公園に限られているが、家族の貴重なふれあいの時間や海に触れ合える機会は重要であると認識していることから、幅広い年齢層の市民が、陸側から安全に釣りができる場の検討を進めていく。

以上のことから、東扇島防波堤に安全防止柵を整備し、釣りを行わせる考えはない。

また、釣り船の専用船を市民に提供し、係留場所や集合場所を確保することを行わない。

